

建築物一覧（存置予定建築物）										各高さは設計GLからの高さ(m)を示す。()内の数値は実測による。		
棟番号	棟名	建築面積/㎡	延べ面積/㎡	構造階数	最高高さ設計GL/m	軒高設計GL/m	建築年	計画通知〈台帳転記〉	検査済証〈台帳転記〉	備考・耐震改修		
10	南校舎	355.540	703.330	RC造2階建	7.93	7.30	S47	S47.1.21 第1左1376号				
12-1	北校舎	266.609	799.827	RC造3階建	11.45	10.80	S50	S49.9.20 第4左0563号	S50.6.20 第1603号			
12-2	北校舎	357.105	1050.315	RC造3階建	11.43	10.80	S53	S52.9.2 第7左0766号	S53.5.24 第1589号	法第55条第1項許可<第15号S49.9.11>／法第58条高度地区計画書許可による特例<第109号S49.9.11>		
13	体育器具庫	25.920	25.920	S造平家建	3.04	2.50	S53	同上	同上			
15-1	本館	334.442	1225.063	RC造4階建	14.93	14.30	S54	S53.11.9 第8左1053号	S54.7.16 第2011号	法第55条第2項許可<第7号S53.9.6>／法第58条高度地区計画書許可による特例<第105号S53.9.6>		
	受水槽	7.800	7.800	RC造平家建	3.50	3.11	S54	同上	同上			
15-2	本館	505.970	1828.060	RC造4階建	14.93	14.30	S55	S54.9.25 第9左0672号		法第55条第2項許可<第13号S54.9.14>		
20	本館	230.510	869.840	RC造4階建	14.93	14.30	S57	S56.6.17 第81左0284号		法第55条第2項許可<第4号S56.6.5>／法第56条の2第1項ただし書許可<第211号S56.5.14>		
22	体育館	1142.180	976.700	SRC造平家建	11.56	7.60	H3	H2.10.11 第90左0602号	H3.8.27 第716号	法第56条の2第1項ただし書許可<第204号H2.10.2>		
23	倉庫	27.900	27.900	CB造平家建	4.00	3.70	H9			面積は直近の申請より転記		
24	プール附属室	16.640	16.640	CB造平家建	4.00	3.70	H9			面積は直近の申請より転記		
25	プール附属室	33.280	33.280	CB造平家建	4.00	3.70	H9			面積は直近の申請より転記		
	渡り廊下1	243.870	0.000	S造平家建	3.73	3.43				延べ面積：6.7㎡+235.97㎡→0㎡		
	渡り廊下2	181.380	0.000	S造平家建	4.80	4.50	H14	H14.1.29 第H13計認建築 京都市00146号	H14.3.19 第H13計済建築 京都市00151号	法第56条の2第1項ただし書許可<第215号H14.1.22> 延べ面積：181.38㎡→0㎡		
	ゴミ置場1	(3.70)	(3.70)	S造平家建	(2.10)					既製品		
	ポンプ室	4.140	4.140	CB造平家建	2.30	2.20				過去の申請図書に記載有		
	物置-4	(3.30)	(3.30)	S造平家建	(2.10)					JIS規格品		
	物置-5	(2.16)	(2.16)	S造平家建	(2.10)					JIS規格品		
	合計	3742.45	7577.98							敷地面積：15,297.63㎡		

副本あり

学校施設台帳より

※棟番号は学校施設台帳による。
※台帳の写し・学校施設台帳・過去の申請書等に記載のなかった棟の面積は図面から算定、又は外寸実測により算定
基本設計段階で再計算必要

建築物一覧（撤去建築物）

棟番号・棟名	建築面積/㎡	延べ面積/㎡	構造階数	備 考
1・武道場	463.63	420.96	RC造一部S造平家建	
ゴミ置場2	6.30	6.30	木造平家建	屋根葺き材のみ撤去（建築物に該当しない）
ゴミ置場3	2.20	2.20	木造平家建	
自転車置場	9.10	9.10	アルミ合金造平家建	
プール日除け	13.50	13.50	S造平家建	屋根葺き材のみ撤去（建築物に該当しない）

現況調査表				存置予定の棟についての調査結果を示す		
集団規定 チェック項目			現行法要件	現況調査結果	適否	既存不適格
道路関係	接 道 長	法第43条、 条例第5条、6条	☐ 2 m ☒ (8) m	幅員 4 m以上の道路 (371.1) m	☐	
	セットバック	法第42条 第2項	☐ 有 ☒ 無	☐ 後退済 ☐ 未後退	☐	
用途地域関係		法第48条	用途地域 第一種低層住居専用地域	主要用途 (小学校)	☐	
容積率		法第52条	容積率 (60) % 前面道路幅員 (8.3) m	(49.54) %	☐	
建ぺい率		法第53条	建ぺい率 (40) %	(24.46) %	☐	
敷地面積の 最低限度	最低敷地面積	法第53条の2 第3項	☐ 80㎡ ☒ 100㎡ ☐ 無	敷地面積：15,297.63㎡ (R7年仮設校舎増築時の計画通知より)	☐	
建築物の高さの 限度		法第55条	☒ 有 ☐ 無	許可有り	☐	
斜線制限	道路斜線	法第56条 第1項第1号	☒ 有 ☐ 無	別途図面による	☐	
	隣地斜線	法第56条 第1項第2号	☐ 有 ☒ 無		☐	
	北側斜線	法第56条 第1項第3号	☒ 有 ☐ 無	別途図面による	☐	
高度地区		法第58条	☒ 有 10m高度地区 ☐ 無	許可有り	☐	
日影規制		法第56条の2	☒ 対象 規制時間/測定面H（3h、2h/1.5m） ☐ 対象外	別途図面による 許可有り	☐	
防火・準防火地域	防火地域	法第61条	☐ 区域内 ☒ 区域外		☐	
	準防火地域	法第61条 令第136条の2	☐ 区域内 ☒ 区域外		☐	
	屋 根	法第62条	☐ 有 ☒ 無		☐	
	外壁開口部の 防火戸	法第61条 令第136条の2	☐ 有 ☒ 無		☐	
京都市建築基準 条例関係	道路の角に ある敷地内の 建築制限	条例第3条	☐ 有 ☒ 無		☐	
	路地状部分の 建築制限等	条例 第5条、9条	☐ 有 ☒ 無		☐	
	がけの付近の 建築制限	条例第7条	☐ 有 ☒ 無		☐	
京都市眺望景観創 生条例・京都市市 街地景観整備条例			☒ 有 ☐ 無 風致地区第3種地域	勾配屋根 等	×	☐

現況調査表

※本館と南校舎は建築基準法上1棟であるが、調査項目が多いため分けて記述する。

※1 取扱い不適格

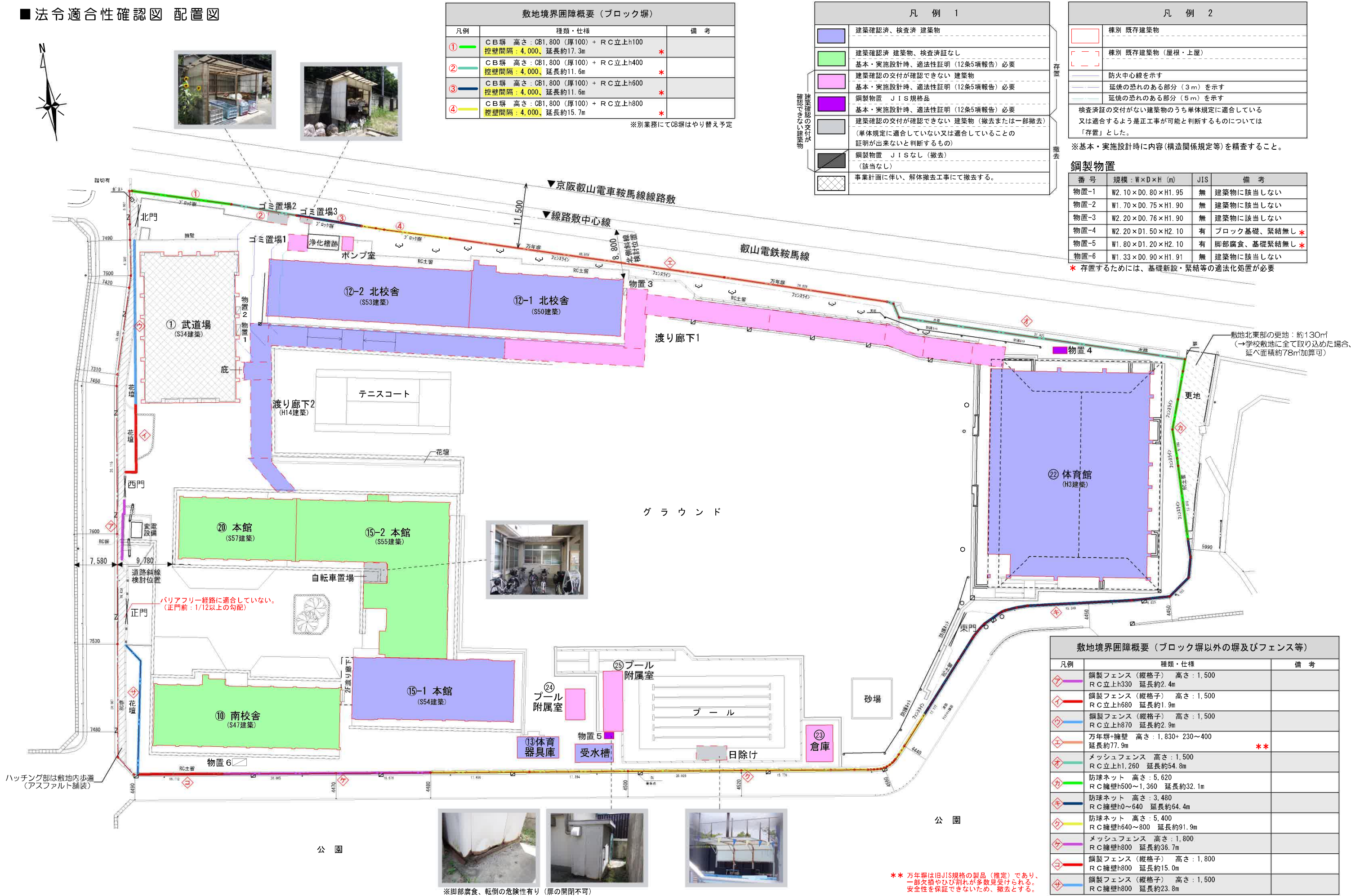
単体規定 チェック項目			【⑩南校舎】				【⑫北校舎】				【⑮・⑳本館】											
			現行法要件		現況調査結果		適否	既存 不適格	現行法要件		現況調査結果		適否	既存 不適格	現行法要件		現況調査結果		適否	既存 不適格		
防 耐 火 関 係	屋根		法第22条		■区域内 □区域外				○				■区域内 □区域外				○					
	延焼の恐れのある 外壁		法第23条		□有 ■無		□告示1362（ ） □認定No（ ）		—				□有 ■無		□告示1362（ ） □認定No（ ）		—					
	大規模木造の外壁・ 軒裏		法第25条		□有 ■無				—				□有 ■無				—					
	防火壁		法第26条		□有 ■無		□防火壁 □ただし書き（ ）号		—				□有 ■無		□防火壁 □ただし書き（ ）号		—					
	耐火、準耐火建築物		法第27条		■有 □無		■耐火		—				■有 □無		■耐火（延焼のおそれのある 部分のアルミサッシが通則かつ 個別認定品でない）		×		○			
	防火区画 面積		令第112条 第1項		□有（ ）項 ■無		703.33㎡ 面積区画不要規模		—				■有（ 1 ）項 □無		1,850.142㎡ 面積区画形成済		○					
	竪穴		第11項		■有 □無		竪穴区画未形成 (防火戸なし、物入扉:常閉の防 火設備でない)		×		×		■有 □無		竪穴区画未形成 (物入扉:常閉の防火設備でない)		×		×			
	異種用途		第18項		□有 ■無				—				□有 ■無				—					
	安全対策・延焼防止		第16項 第17項		■有（ 16、17 ）項 □無		スパンドレル		○				■有（ 16、17 ）項 □無		スパンドレル		○					
	安全対策・遮煙性能		第19項		■有（ 19 ）項 □無		物入扉(SD)が常閉の防火設備で ない		×		×		■有（ 19 ）項 □無		物入扉(SD)が常閉の防火設備で ない		×		×			
	間仕切壁・界壁		令第114条		■有（ 2、5 ）項 □無		防火上主要な間仕切り壁が天井 裏まで達せしめていない箇所が ある		×		×		■有（ 2、5 ）項 □無		防火上主要な間仕切り壁が天井 裏まで達せしめていない箇所が ある		×		×			
一 般 構 造 関 係	採光		法第28条		A/5		教室についてはA/5確保出来て いる		○				A/5		教室についてはA/5確保出来て いる		○					
	換気		法第28条		A/20		居室についてはA/20確保出来 ている		○				A/20		居室についてはA/20確保出来て いる		○					
	シックハウス		法第28条の2		■有 □無		令第20条の8による換気設備は 設置されていない		×		○		■有 □無		令第20条の8による換気設備は 設置されていない		×		○			
	長屋共同住宅の界壁		法第30条		□有 ■無				—				□有 ■無				—					
	階段	北校舎：西 本館：北	令第23条		幅（ 140 ）cm 以上 けあげ（ 18 ）cm 以下 踏 面（ 26 ）cm 以上		幅（ 155 ）cm けあげ（ 16.5 ）cm 踏 面（ 27 ）cm		○				幅（ 140 ）cm 以上 けあげ（ 18 ）cm 以下 踏 面（ 26 ）cm 以上		幅（ 180 ）cm けあげ（ 15 ）cm 踏 面（ 30 ）cm		○					
		北校舎：東 本館：南	令第23条										幅（ 140 ）cm 以上 けあげ（ 18 ）cm 以下 踏 面（ 26 ）cm 以上		幅（ 153 ）cm けあげ（ 16.5 ）cm 踏 面（ 27 ）cm		○					
	手すり		令第25条 (ハ°リアフリー)		■有 □無		■有 □無		○				■有 □無 (踊り場に手摺がない)		×		×		■有 □無 ■有 □無		○	
構 造 強 度	構造計算		法第20条				旧耐震基準のため		×		○				旧耐震基準のため		×		○			

現況調査表

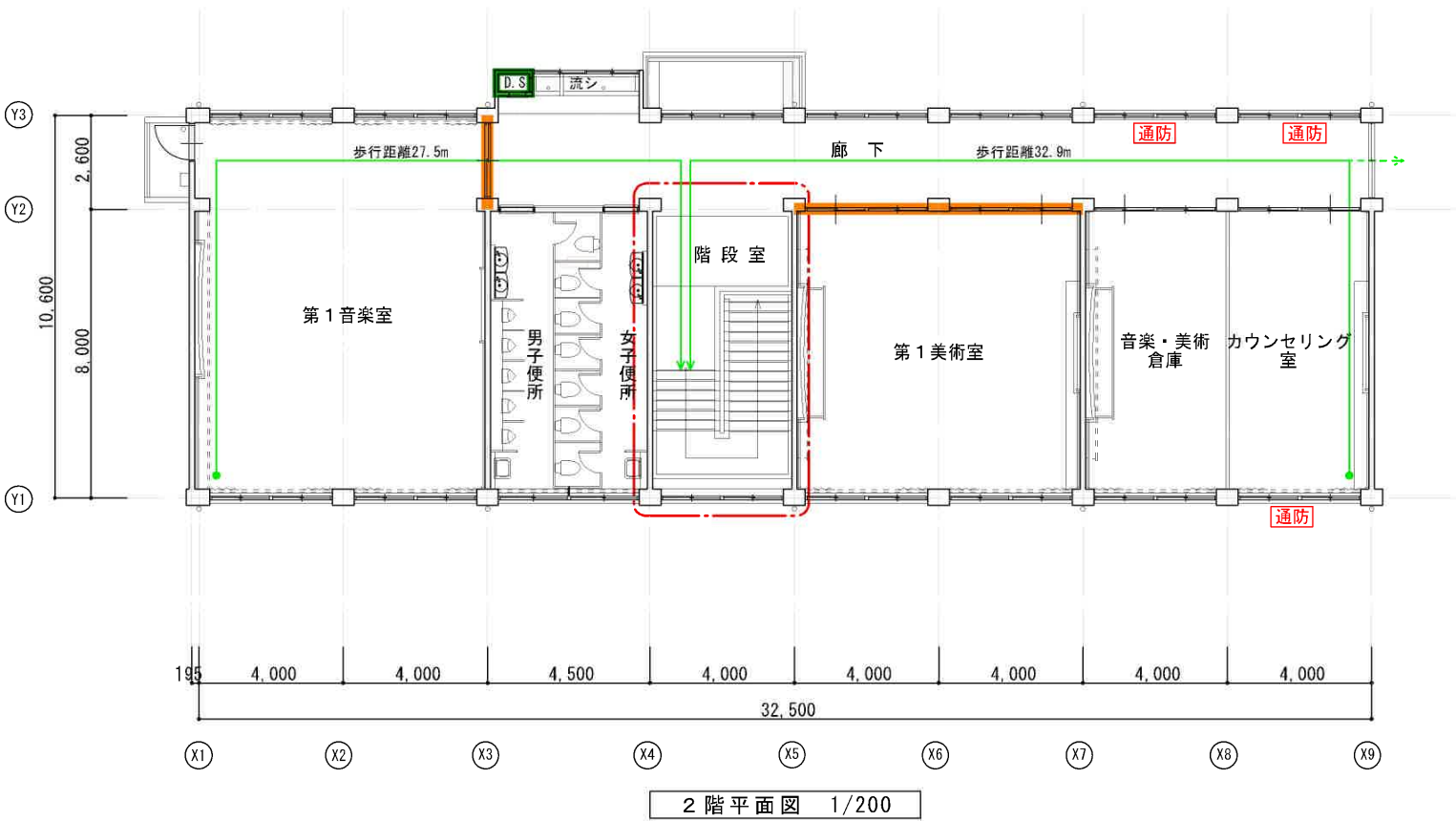
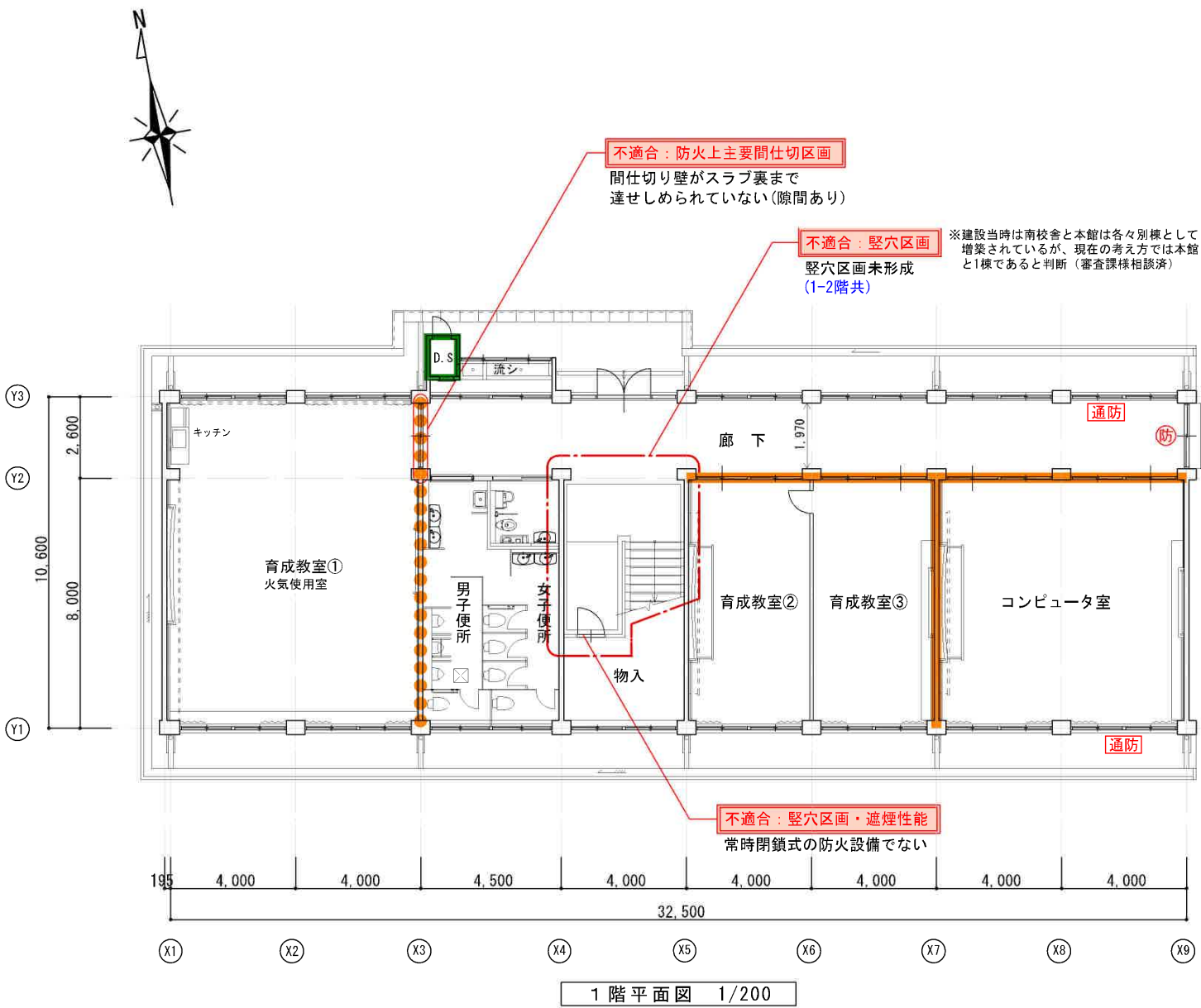
※1 取扱い不適格

単体規定 チェック項目			【⑩南校舎】				【⑫北校舎】				【⑮・⑳本館】			
			現行法要件	現況調査結果	適否	既存 不適格	現行法要件	現況調査結果	適否	既存 不適格	現行法要件	現況調査結果	適否	既存 不適格
避難施設関係	廊下	令第119条	■有 幅員（ 180 ）cm以上 □無	幅員（ 197 ）cm	○		■有 幅員（ 180 ）cm以上 □無	幅員（ 185～197 ）cm 2階ロッカー・棚前：165cm・156cm	×	×	■有 幅員（ 180 ）cm以上 □無	幅員（ 183～193 ）cm	○	
	直通階段	令第120条	許容歩行距離（ 60 ）m	歩行距離（ 32.9 ）m	○		許容歩行距離（ 50 ）m	歩行距離（ 33.3 ）m	○		許容歩行距離（ 60 ）m	歩行距離（ 29.5 ）m	○	
	2以上の直通階段	令第121条	■有 □無	■有 □無	○		■有 □無	■有 □無 屋内階段の階段室を経由しての2方向避難となっている居室がある	×	※1	■有 □無	■有 □無	○	
	避難階段	令第122条	□有 ■無	□有 □無 （□屋内 □屋外 □特避）	—		□有 ■無	□有 □無 （□屋内 □屋外 □特避）	—		□有 ■無	□有 □無 （□屋内 □屋外 □特避）	—	
	屋外への出口等	令第125条の2	■有 □無		○		■有 □無	屋内から鍵を用いることなく解錠不可	×	×	■有 □無		○	
	排煙設備	令第126条の2、3	□有 ■無		—		□有 ■無		—		□有 ■無		—	
	非常用の照明装置	令第126条の4、5	□有 ■無		—		□有 ■無		—		□有 ■無		—	
	非常用の進入口	令第126条の6、7	□有 ■無	2階建のため進入口不要	—		■有 □無		○		■有 □無	手摺により必要な開口が確保出来ていない。窓枠ストッパーが設けられている。格子設置	×	×
	敷地内通路	令第128～128条の2	■有 □無	令第128条に規定する敷地内通路1.5mが確保されている	○		■有 □無	令第128条に規定する敷地内通路1.5mが確保されている	○		■有 □無	令第128条に規定する敷地内通路1.5mが確保されている	○	
内装制限	特殊建築物の内装	法第35条の2 令第128条の4	□有 ■無	耐火建築物のため除く	—		□有 ■無	耐火建築物のため除く	—		□有 ■無	耐火建築物のため除く	—	
	排煙無窓の内装	令第116条の2 令第128条の3の2 令第128条の5	■有 □無		○		■有 □無	50㎡超、排煙無窓の居室で内装制限を満たせていない室がある	×	×	■有 □無		○	
建築設備関係	乗用エレベーター	法第34条1項 令第129条の3～13の3	□有 ■無	□有 □無	—		□有 ■無	□有 □無	—		□有 ■無	□有 □無	—	
	非常用エレベーター	法第34条2項 令第129条の13の2～13の3	□有 ■無	□有 □無 □令129条の13の2（ ）号	—		□有 ■無	□有 □無 □令129条の13の2（ ）号	—		□有 ■無	□有 □無 □令129条の13の2（ ）号	—	
	避雷設備	法第36条	□有 ■無		—		□有 ■無		—		□有 ■無		—	
	給水、排水その他の配管設備	法第36条	■有 □無	敷地内の給排水等配管設備について現況で適法であることを確認した	○		■有 □無	敷地内の給排水等配管設備について現況で適法であることを確認した	○		■有 □無	敷地内の給排水等配管設備について現況で適法であることを確認した	○	
京都市条例	建築基準条例 自動車車庫等	条例第32条	□有 ■無		—		□有 ■無		—		□有 ■無		—	
	建築基準条例 学校の非常用照明	条例第10条	■有 □無	条例第10条に規定する居室はない	—		■有 □無	条例第10条に規定する居室はない	—		■有 □無	条例第10条に規定する居室はない	—	
	バリアフリー 促進条例	条例第13条4項	□有 ■無 増築する場合、増築部分、車椅子用便房、道から増築部分・車椅子用便房までの経路、車椅子利用者用駐車場	敷地内の増築に伴い、基準に適合する便所と経路の確保必要	—			同左	—			同左	—	
消防法	消防設備		■有 □無 消火器 あり 自火報感知器 あり 屋内消火栓 なし（不要規模） 誘導灯 なし（普通階） 避難器具 なし（2階建） 非常警報設備 あり ※消防用設備点検記録届出済	○			■有 □無 消火器 あり 自火報感知器 あり 屋内消火栓 なし（普通階） 誘導灯 なし（普通階） 避難器具 あり 非常警報設備 あり ※消防用設備点検記録届出済	○			■有 □無 消火器 あり 自火報感知器 あり 屋内消火栓 あり 誘導灯 なし（無窓階あり） 避難器具 あり 非常警報設備 あり ※消防用設備点検記録届出済	×	×	

■ 法令適合性確認図 配置図



■ 法令適合性確認図 ⑩南校舎 平面図

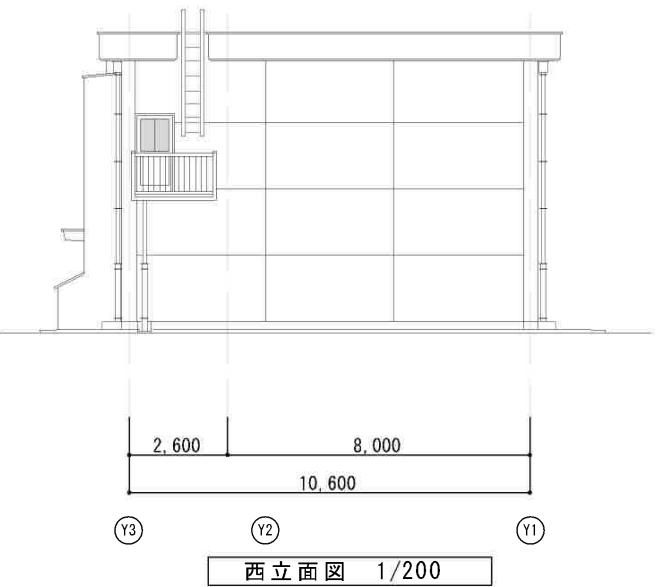
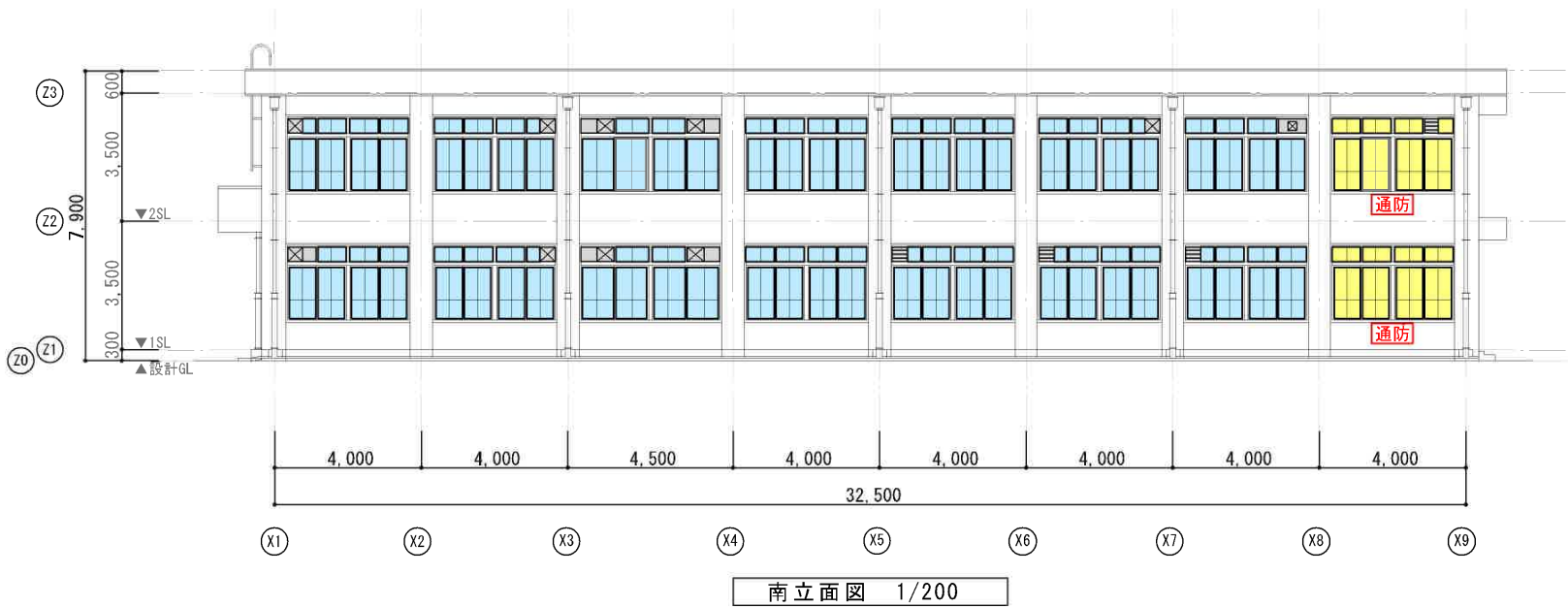
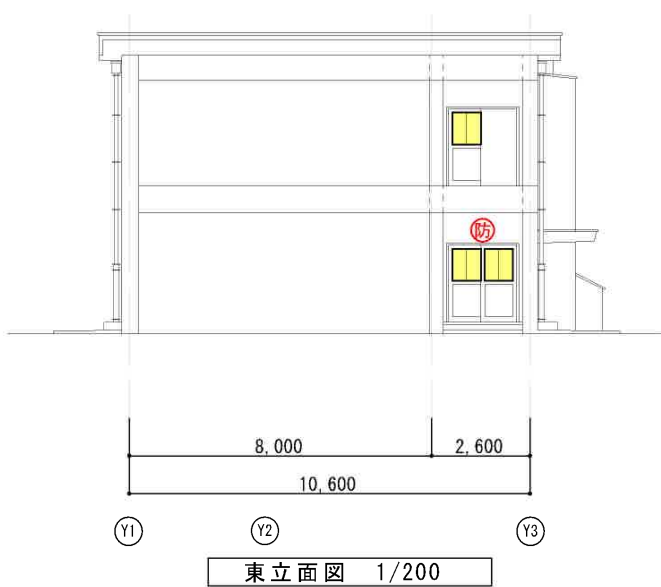
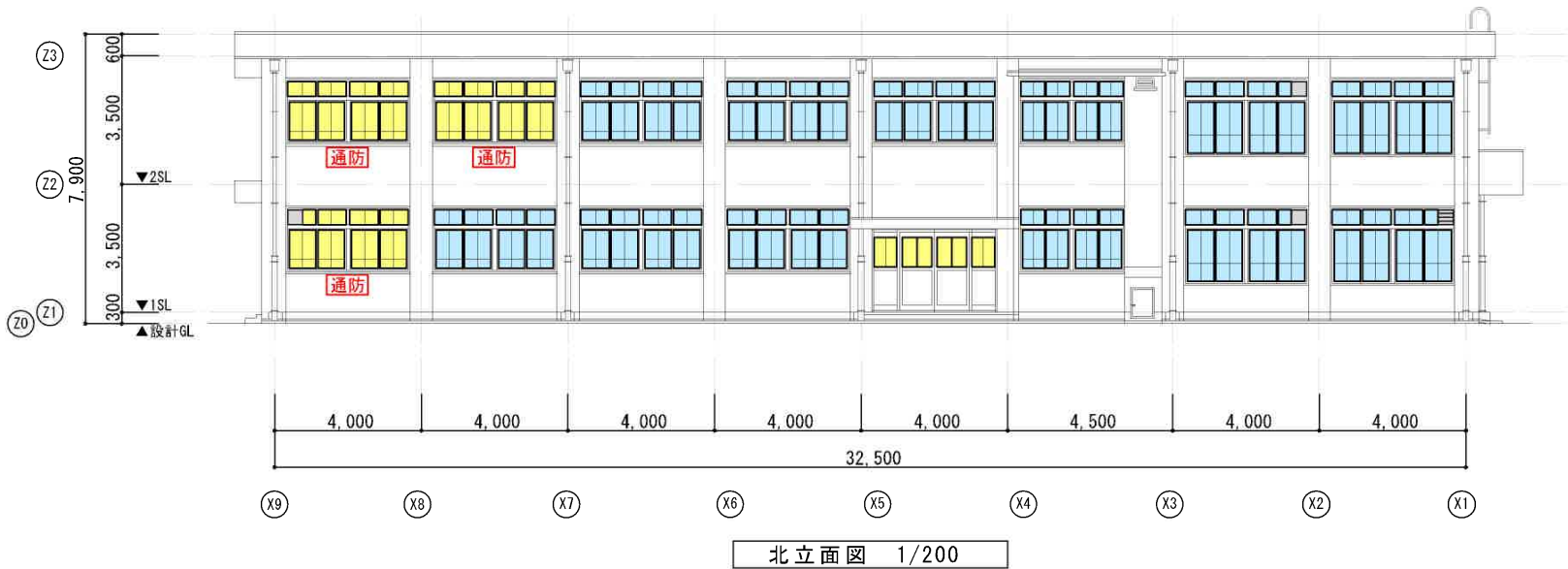


凡 例 1	
	不適合
	既存不適格または取扱い不適格
	改修推奨事項
	改修等不要（調査時に気づいたもの）

凡 例 2	
	縦穴区画（令112条11項）を示す。
	防火上主要間仕切区画（令114条）を示す。〈教室等間〉
	防火上主要間仕切区画（令114条）を示す。〈火気使用室-その他間〉
	防火上主要間仕切区画（令114条）を示す。〈上記の両方に該当〉
	特定防火設備を示す。告示第1369号・第2563号による。
	防火設備を示す。告示第1360号・第2564号による。
	旧乙種防火戸（7㍑製建具：網入りガラス 厚6.8）を示す。
	通則認定の防火設備を示す。（カ・防協の認定シール有）
※ 火気使用室-その他間の間仕切壁は鉄筋コンクリート造（特記以外）	
※ 教室相互間の間仕切壁は鉄筋コンクリート造	

既存不適格：24時間換気未設置 全ての居室

■ 法令適合性確認図 ⑩南校舎 立面図

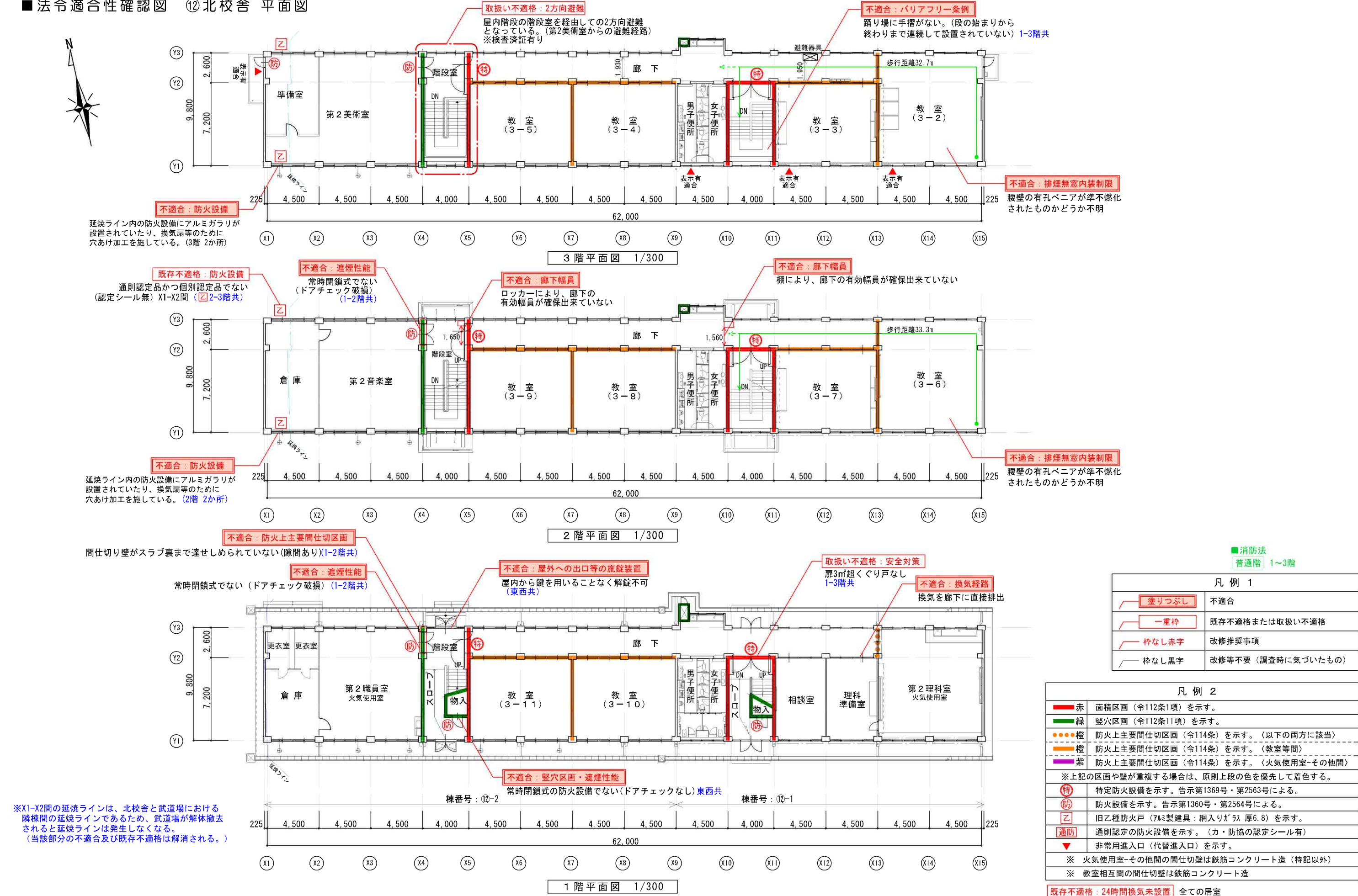


凡 例	
	防火設備を示す。告示第1360号による。
	通則認定の防火設備を示す。(カ・防協の認定シール有)

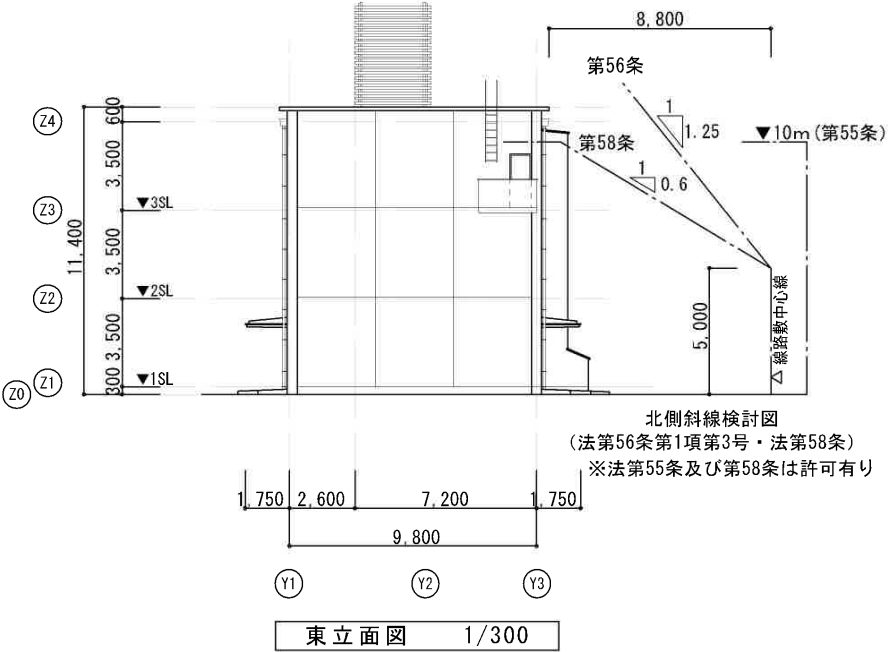
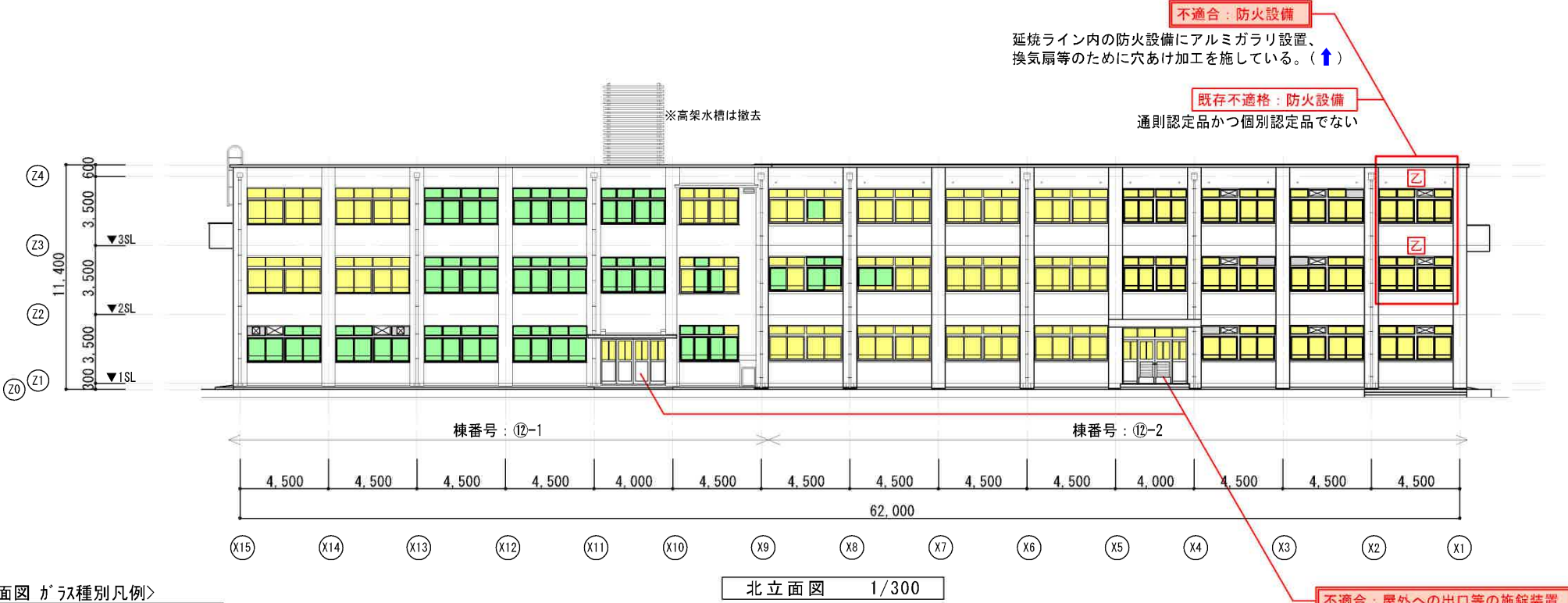
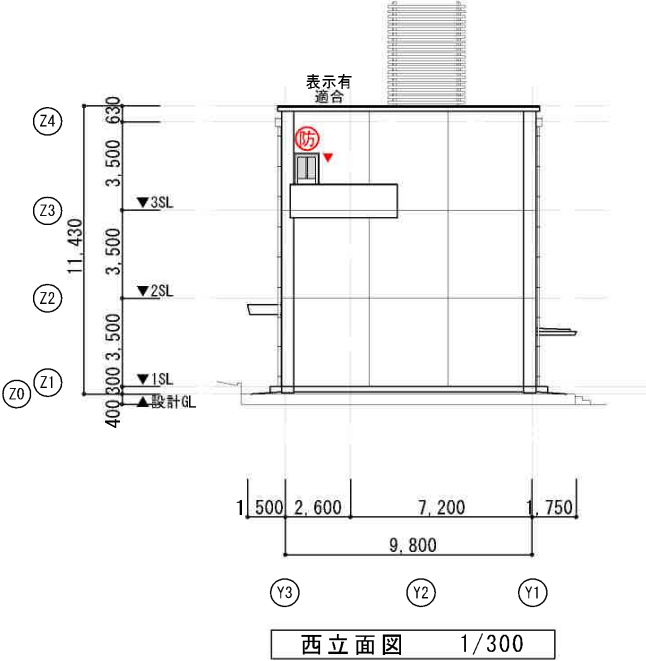
<立面図 ガラス種別凡例>	
	既 存
	強化ガラス
	網入ガラス

<立面図 凡例>	
	既 存
	アルミパネル
	換気扇+アルミパネル
	換気扇
	ガラリ

■ 法令適合性確認図 ⑫北校舎 平面図



■ 法令適合性確認図 ⑫北校舎 立面図



＜立面図 ガラス種別凡例＞

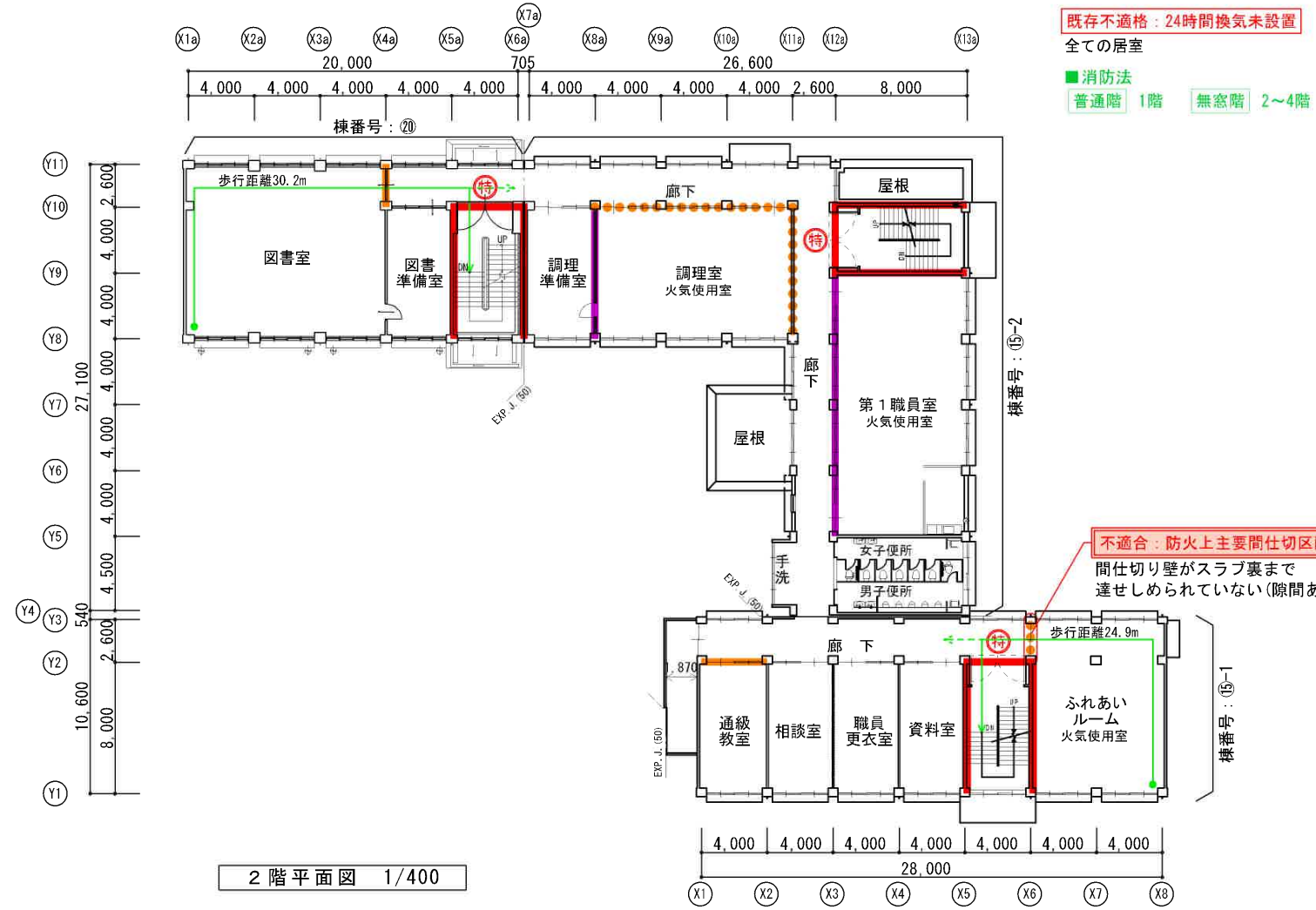
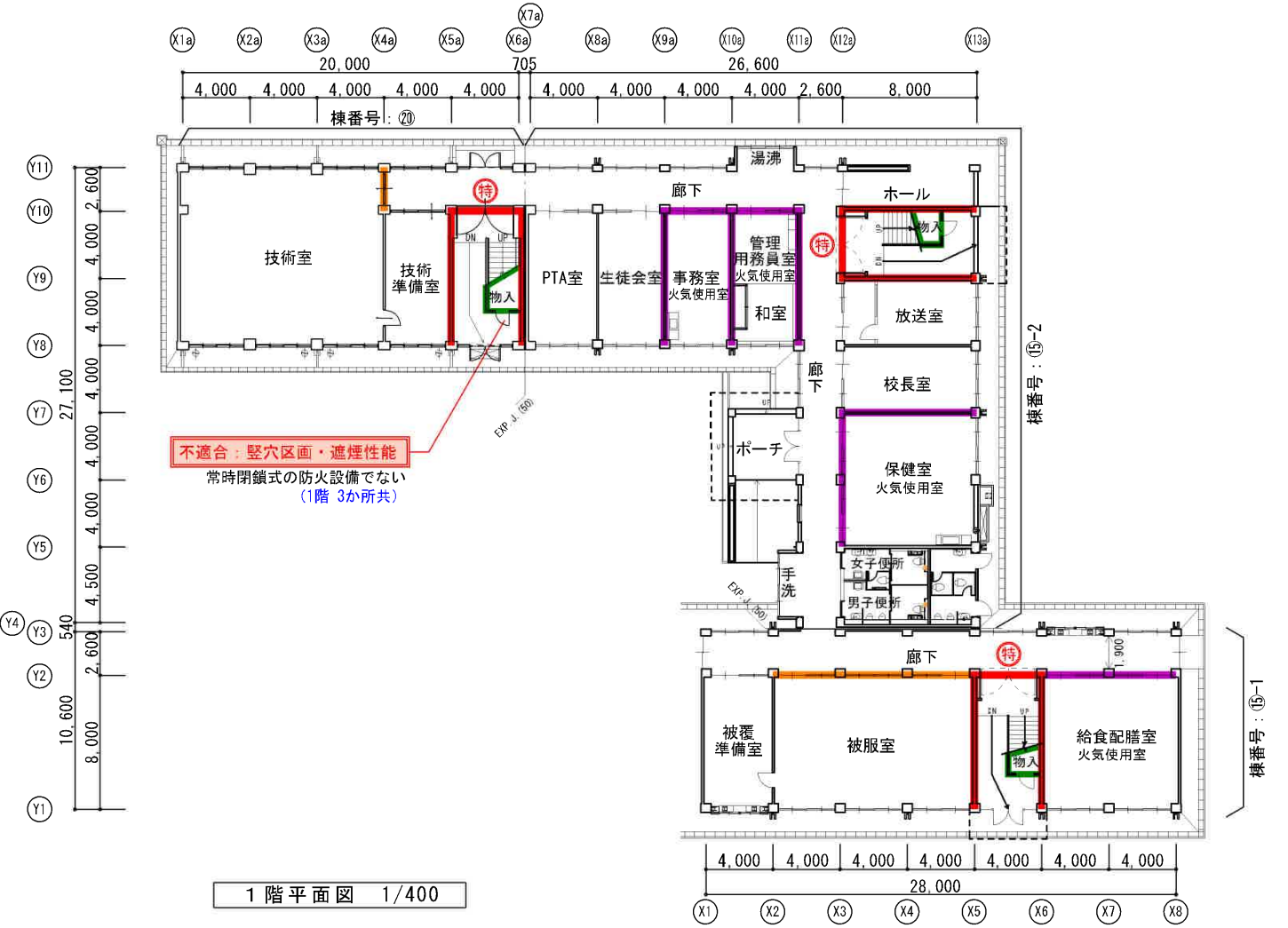
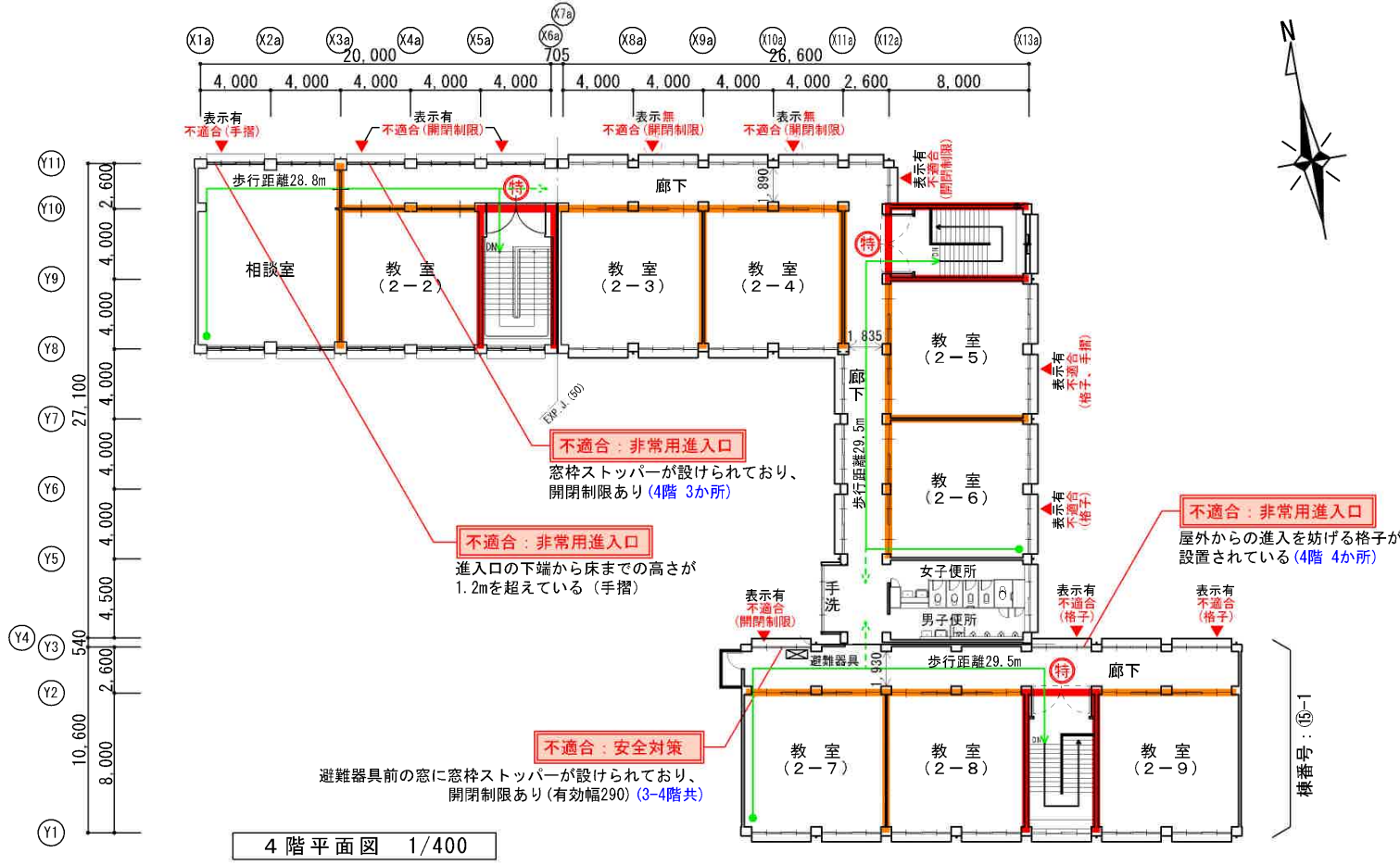
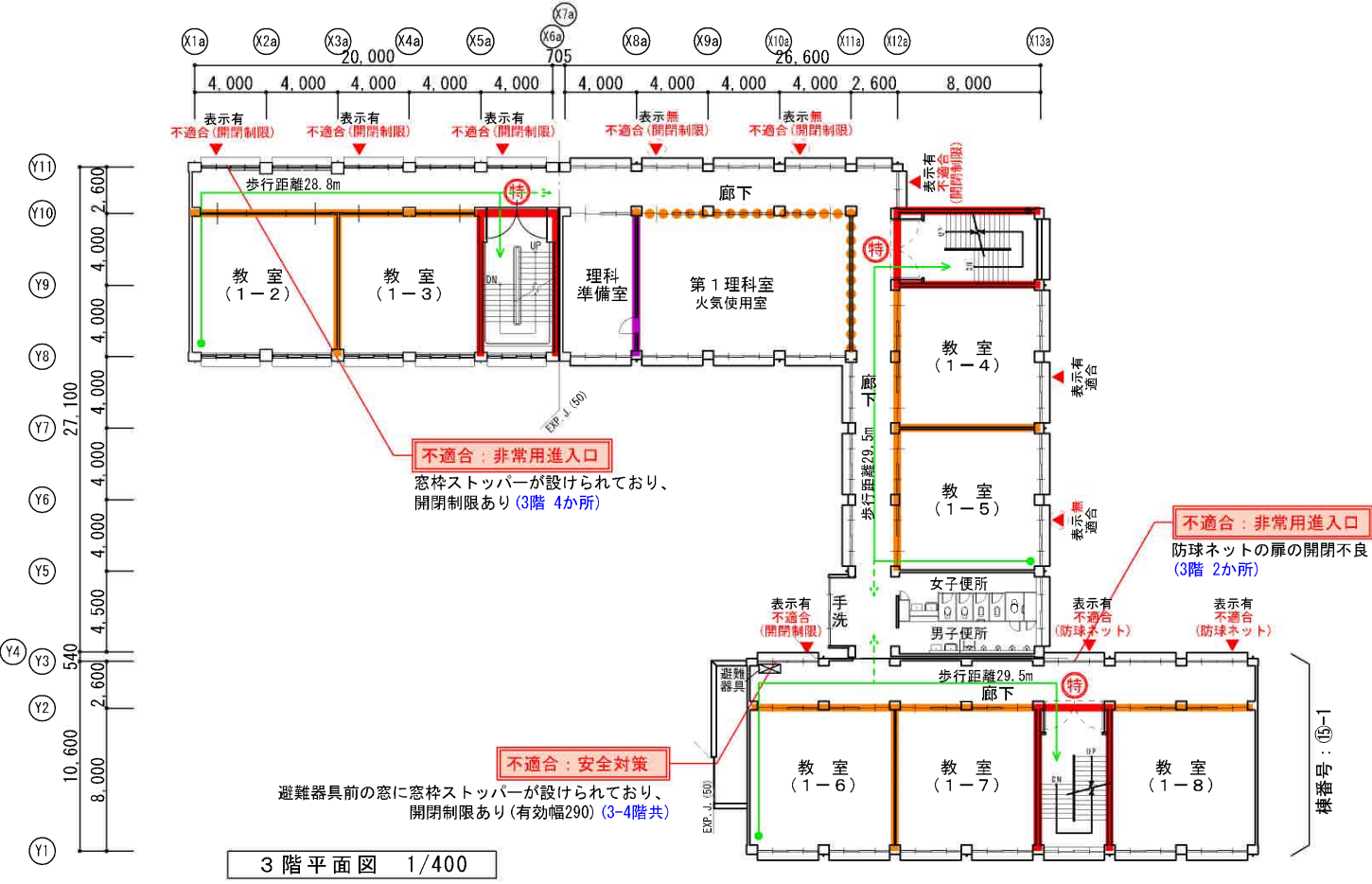
	既 存
	フロート板ガラス
	網入ガラス

＜立面図 凡例＞

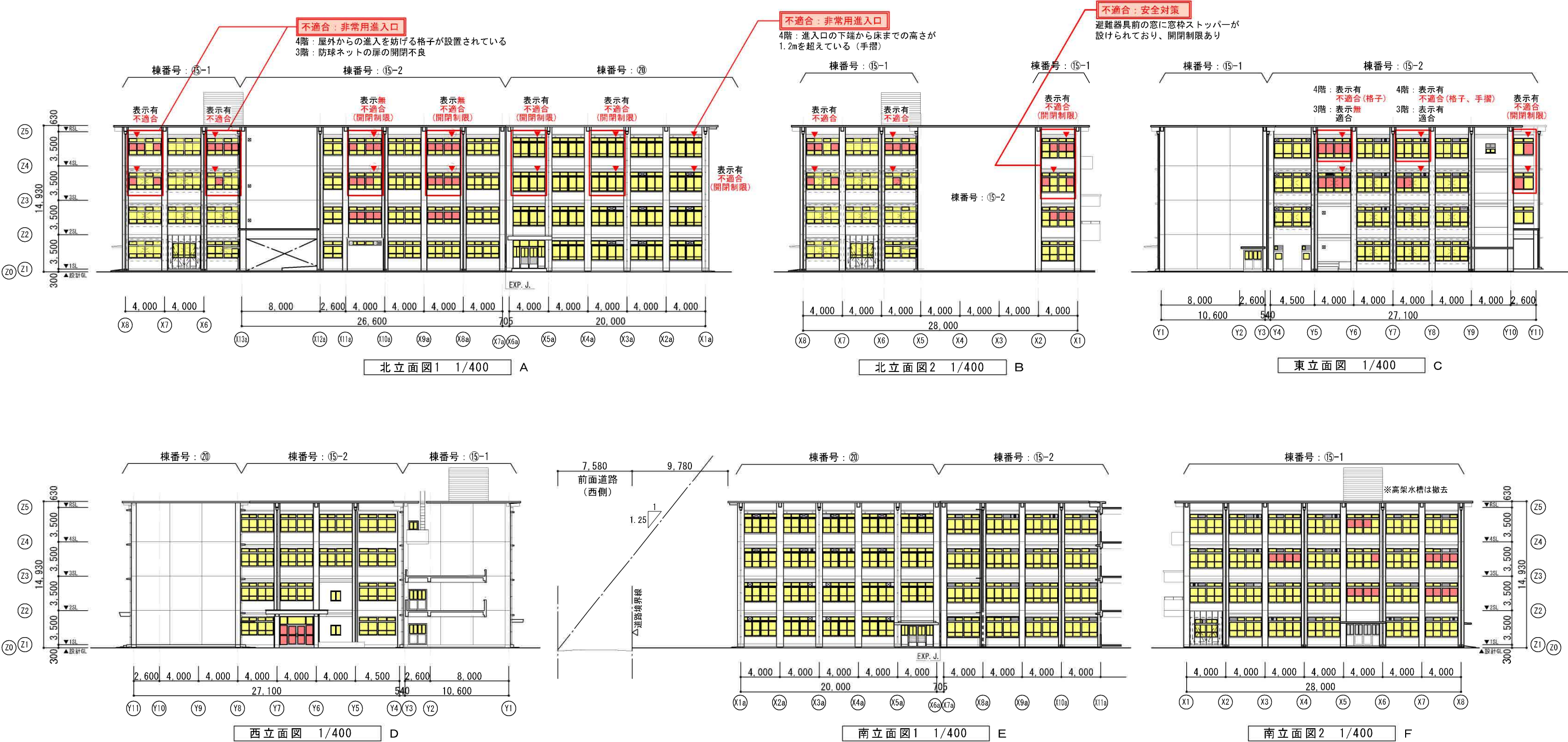
	既 存
	アルミパネル
	換気扇＋アルミパネル
	換気扇
	ガラリ
	防球ネット

凡 例

防	防火設備を示す。告示第1360号による。
防	旧乙種防火戸（7mm製建具：網入りガラス 厚6.8）を示す。
通防	通則認定の防火設備を示す。（カ・防協の認定シール有）
▼	非常用進入口（代替進入口）を示す。



■ 法令適合性確認図 ⑮・⑳本館 立面図



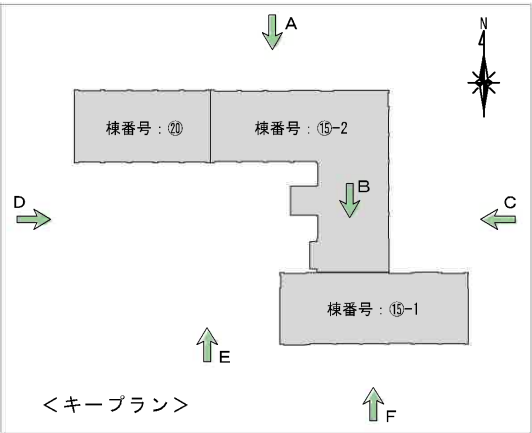
＜立面図 ガラス種別凡例＞

	既 存
	線入りガラス
	網入ガラス

＜立面図 凡例＞

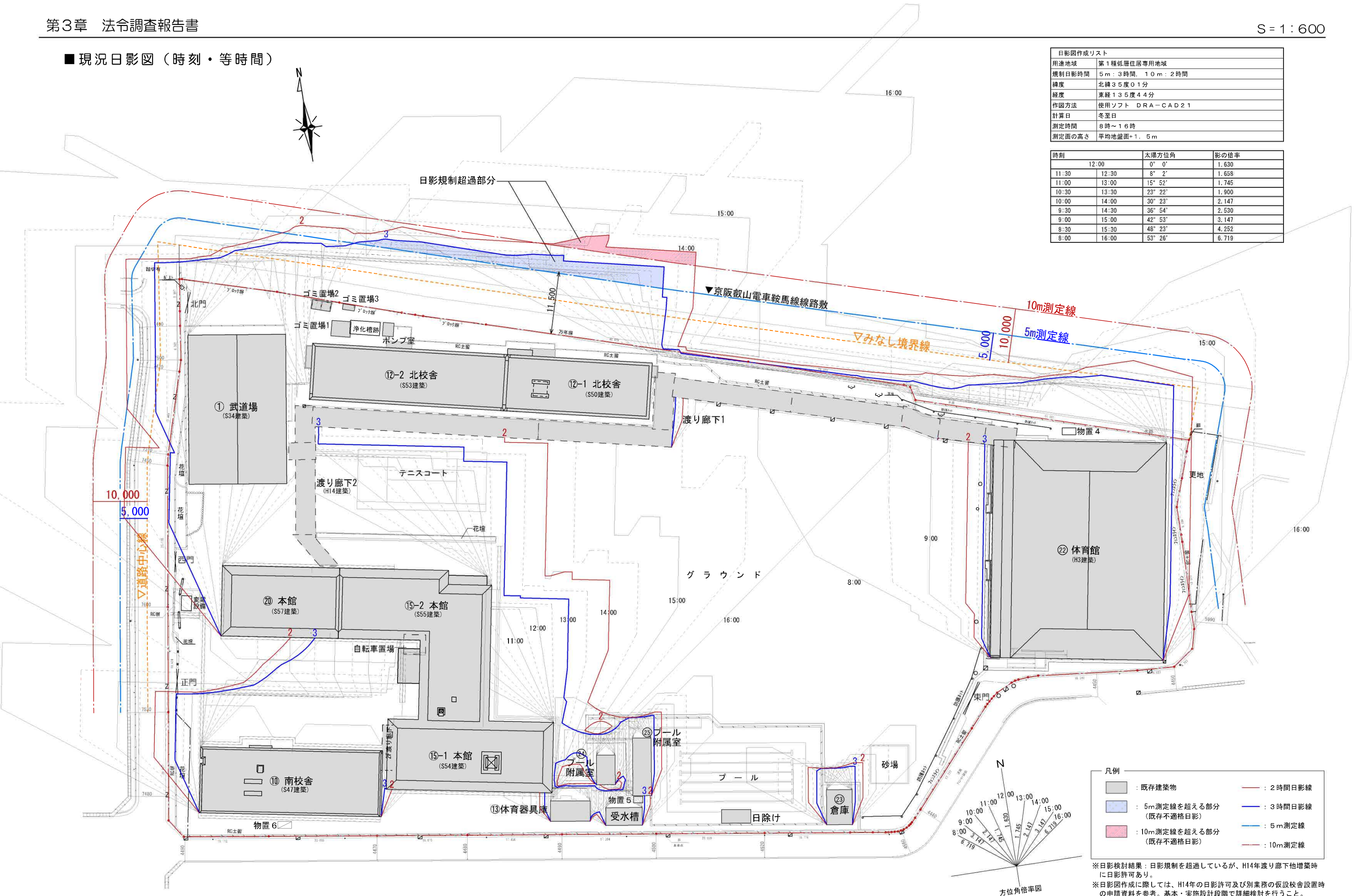
	既 存
	アルミパネル
	換気扇＋アルミパネル
	換気扇
	ガラリ
	防球ネット

凡 例	
防	防火設備を示す。告示第1360号による。
乙	旧乙種防火戸（70系製建具：網入りガラス 厚6.8）を示す。
▼	非常用進入口（代替進入口）を示す。

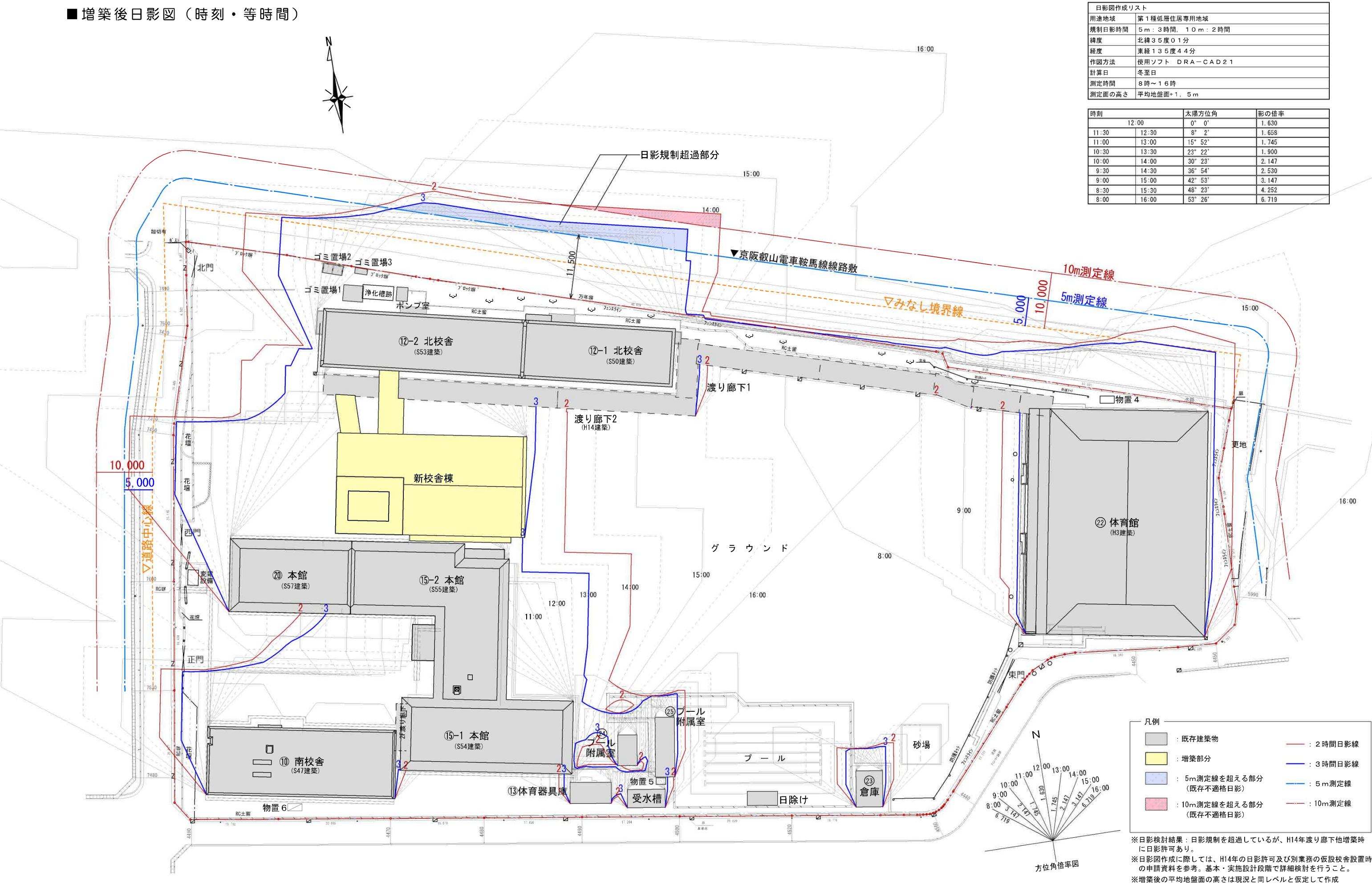




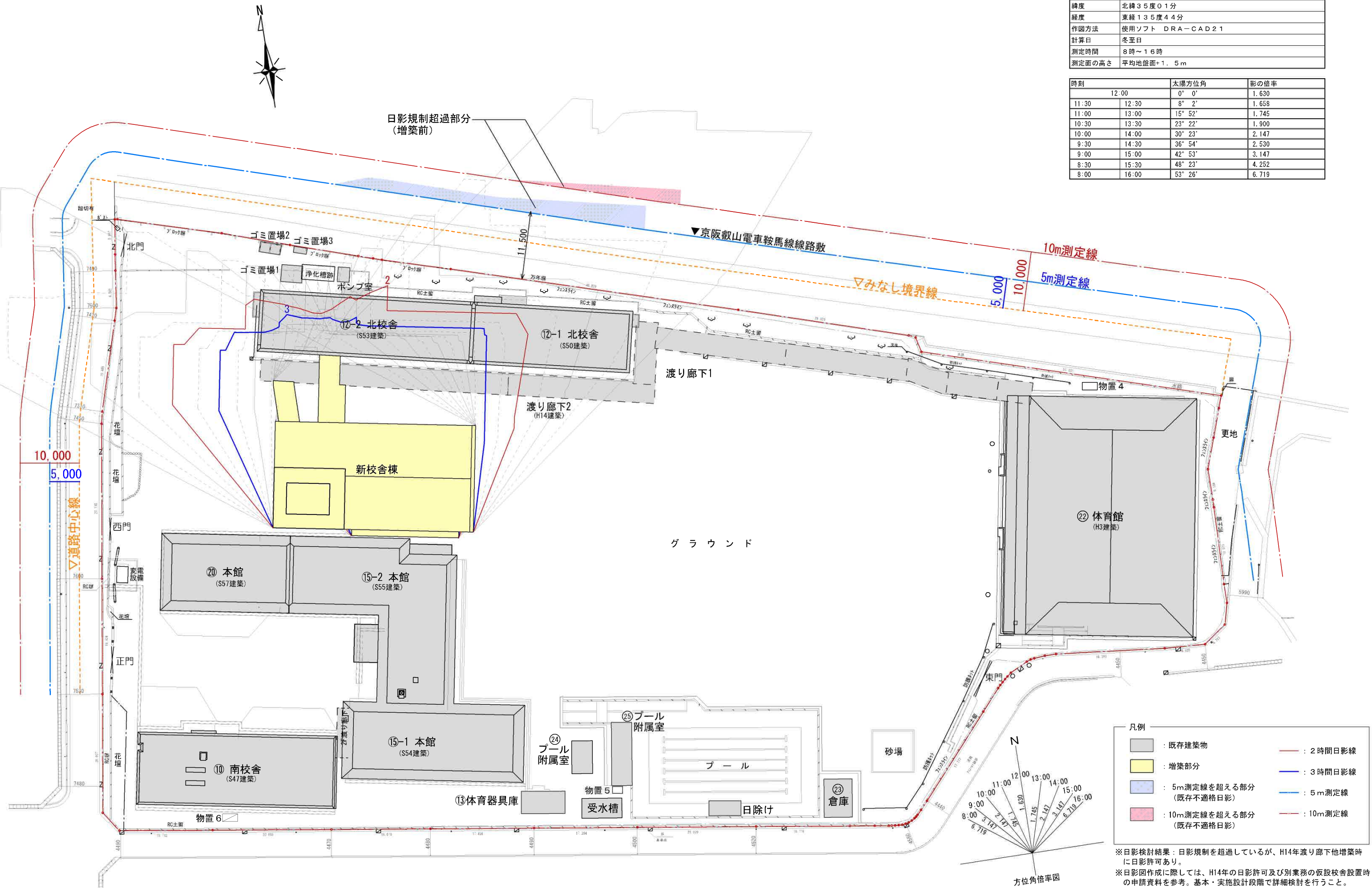
時刻	太陽方位角	影の倍率
12:00	0° 0'	1.630
11:30	8° 2'	1.658
11:00	15° 52'	1.745
10:30	23° 22'	1.900
10:00	30° 23'	2.147
9:30	36° 54'	2.530
9:00	42° 53'	3.147
8:30	48° 23'	4.252
8:00	53° 26'	6.719



■ 増築後日影図（時刻・等時間）



■ 増築建築物日影図（時刻・等時間）



■ 是正検討箇所一覧表

棟	No.	主な内容	不適合	既存・ 取扱い 不適格	安全性 等
⑩ 南校舎	1	縦穴区画が形成されていない（南校舎と1棟と判断されたため）【写真1】	○		
	2	防火上主要な間仕切り壁が天井裏まで達せしめられていない箇所がある	○		
⑫ 北校舎	1	階段下物入の扉、職員室及び第2音楽室への扉(SD)が常時閉鎖式の防火設備でない	○		
	2	防火上主要な間仕切り壁が天井裏まで達せしめられていない箇所がある【写真2】	○		
	3	屋外への出口の施錠装置(屋内から鍵を用いることなく解錠不可)	○		
	4	換気を廊下に直接排出している【写真3】	○		
	5	延焼ラインにかかる防火設備が換気扇等により穴あけ加工が施されている	○		
	6	排煙無窓の居室(50㎡超)で内装制限を満たせていない室がある【写真4】	○		
	7	棚やロッカーにより廊下幅員が不足している(2階)	○		
	8	屋内階段の踊り場に手摺が設置されていない(東側)	○		
	9	屋内階段の階段室を経由しての2方向避難となっている(3階)		○ 取扱い	
	10	階段室の防火戸(3㎡超)にくぐり戸が設置されていない(東側)		○ 取扱い	
	11	延焼ラインにかかる部分の開口部が通則認定品かつ個別認定品でない		○	
⑮⑳ 本館	1	階段下物入の扉(SD)が常時閉鎖式の防火設備でない【写真5】	○		
	2	防火上主要な間仕切り壁が天井裏まで達せしめられていない箇所がある	○		
	3	代替進入口の下端が基準に適合していない、進入を妨げる格子が設置されている【写真6】	○		
	4	代替進入口・避難器具前の窓に窓枠ストッパーが設けられており、開放制限あり【写真7】	○		
共通	1	24時間換気		○	
	2	構造耐力		○	
外構	1	建築確認の交付が確認できない建築物(単体規定適合の判断難しいもの)撤去	○		
	2	鋼製物置等の撤去・適法化処置	○		
	3	敷地境界困障(CB塀)	○		
	4	敷地境界困障(万年塀)【写真8】	○		○



【写真1】2階階段室 防火戸がない



【写真2】防火上主要間仕切り区画（隙間あり）



【写真3】換気を廊下に直接排出



【写真4】内装制限 2階教室（3－6）



【写真5】階段下物入の扉



【写真6】代替進入口部 4階格子



【写真7】避難器具前窓 開放制限あり



【写真8】万年塀（ひび割れ）

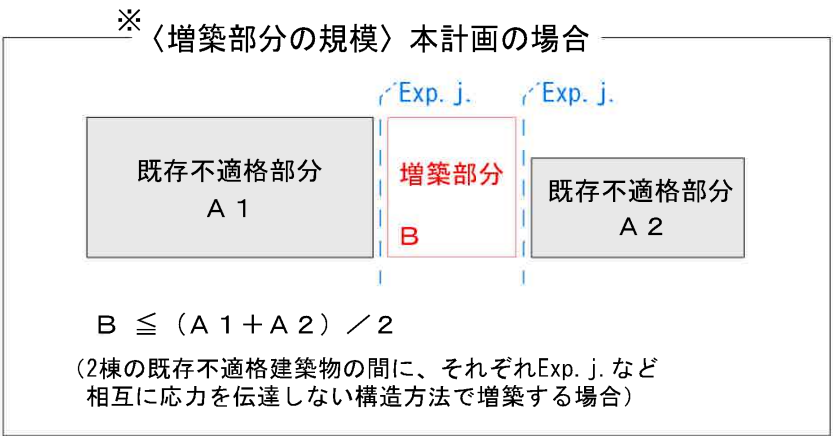
※増築計画により、是正不要となる項目や新たに是正が必要となる項目等が生じる可能性があることに留意すること。

■ 既存不適格部分の遡及について

棟	No.	主な内容	不適合	取扱・ 既存 不適格	既存不適格建築物の 増築等における法適合性
					南校舎、本館及び北校舎と一棟
⑩ 南校舎	1	縦穴区画が形成されていない	○		
	2	防火上主要な間仕切り壁が天井裏まで達せしめられていない箇所がある	○		
⑫ 北校舎	1	階段下物入の扉、職員室及び第2音楽室への扉(SD)が常時閉鎖式の防火設備でない	○		
	2	防火上主要な間仕切り壁が天井裏まで達せしめられていない箇所がある	○		
	3	屋外への出口の施錠装置(屋内から鍵を用いることなく解錠不可)	○		
	4	換気を廊下に直接排出している	○		
	5	延焼ラインにかかる防火設備が換気扇等により穴あけ加工が施されている	○		
	6	排煙無窓の居室(50㎡超)で内装制限を満たせていない室がある	○		
	7	棚やロッカーにより廊下幅員が不足している(2階)	○		
	8	屋内階段の踊り場に手摺が設置されていない(東側)	○		
	9	屋内階段の階段室を経由しての2方向避難となっている(3階) (取扱い不適格)		○	—
	10	階段室の防火戸(3㎡超)にくぐり戸が設置されていない(東側) (取扱い不適格)		○	—
	11	延焼ラインにかかる部分の開口部が通則認定品かつ個別認定品でない		○	(○)
⑮⑳ 本館	1	階段下物入の扉(SD)が常時閉鎖式の防火設備でない	○		
	2	防火上主要な間仕切り壁が天井裏まで達せしめられていない箇所がある	○		
	3	代替進入口の下端が基準に適合していない、進入を妨げる格子が設置されている	○		
	4	代替進入口・避難器具前の窓に窓枠ストッパーが設けられており、開放制限あり	○		
共通	1	24時間換気		○	— (既存建物には遡及されない)
	2	構造耐力		○	増築部分の面積により緩和有 ※
外構	1	建築確認の交付が確認できない建築物(単体規定適合の判断難しいもの)撤去	○		
	2	鋼製物置等の撤去・適法化処置	○		
	3	敷地境界困障(CB塀)	○		
	4	敷地境界困障(万年塀)	○		

※本計画では、新校舎棟は既存校舎棟（南校舎、本館及び北校舎）と建築基準法上一棟増築となる。

← 本来は遡及対象であるが、本計画では武道場を解体予定のため、当該延焼ラインは発生しなくなる。



構造耐力関係

- ・ 既存部分は耐久性等関係規定及び準ずる基準に適合（平成17年告示第566号 第三）
- ・ 増築部分は現行規定を適用(令第137条の2 第二号イ)

※※別棟増築の場合は、建築基準法の「単体規定」については既存建物に遡及されない